

4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する国等の責務及び民間活動の促進に関する規定の整備  
国等は指定暴力団員等を入札に参加させないようとするための措置を講ずるものとするとともに、事業者はその事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないよう努めなければならないこととした。(第三二条及び第三二条の一関係)

5 施行期日  
この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

1 外務省組織令の一部を改正する政令(政令第二〇七号)(外務省)  
大臣官房広報文化交流部を廃止するとともに、中東アフリカ局に新たにアフリカ部を置き、その所掌事務を定めることとした。(第二二条第二項、第三二条第二項及び第九九条第二項関係)

2 中東アフリカ局に置かれるアフリカ審議官を廃止するとともに、大臣官房に新たに国際文化交流審議官を置き、その職務を定めることとした。(第一六条関係)

3 大臣官房広報文化交流部総合計画課及び文化交流課をそれぞれ大臣官房広報文化外交戦略課及び文化交流・海外広報課に改組し、その所掌事務を改めるとともに、大臣官房国内広報課を廃止するほか、大臣官房報道課の所掌事務を改めることとした。(第二四条から第二六条まで関係)

4 アジア大洋州局中国・モンゴル課を同局中国・モンゴル第一課に改組し、その所掌事務を改めるほか、同局に新たに中国・モンゴル第二課を置くこととした。(第四〇条及び第四一一条関係)

5 中東アフリカ局中東第一課の所掌事務を改めるとともに、同局アフリカ第一課及びアフリカ第二課を同局アフリカ部アフリカ第一課及びアフリカ第二課に改組し、その所掌事務を改めることとした。(第五九条、第六一一条及び第六二条関係)

6 その他所要の規定の整備を行うこととした。  
7 この政令は、公布の日から施行することとした。(附則第一項関係)  
8 関係政令について、所要の規定の整備を行うこととした。(附則第二項関係)

法律

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十四年八月一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

法律第五十三号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中、対立抗争時の事務所の使用制限(第十五条)を、「対立抗争時の事務所の使用制限等(第十五条―第十五条の四)」に、第五章 指定暴力団の代表者等の損害賠償責任(第三十一条―第三十一条の三)に、第六章 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる不当な影響(第一章―第五章)を、「第一章―第五章 指定暴力団の代表者等の損害賠償責任(第三十一条―第三十一条の三)」に、第五章 指定暴力団の代表者等(第一章―第五章)を、「第一章―第五章 指定暴力団の代表者等(第一章―第五章)」に改める。

第三二条第二号イ中、「第四八条」を、「第五十条(第二号に係る部分に限る)」に、「第十二条の五第二項第一号」を、「第十二条の五第二項第二号」に改める。

第九九条中、「第十二条の三及び第十二条の五において」を、「以下」に改め、同条第四号中、「次号及び第十二条の二第三号において」を、「以下」に改め、同条第五号中、「顧客」の下に、「従業者その他の関係者」を、「以下」の下に、「第三十条の六第一項第一号において同じ」を加え、同条第二号中、「公共工事」を、「売買等」に改め、同号を同条第二十七号とし、同条第十九号中、「対し」の下に、「その者が拒絶しているにもかかわらず自己若しくは自己の関係者を当該国等が行う売買等の契約の相手方とすることを要求し、又は」を加え、「公共工事」を、「売買等」に、「前号」を、「第三号、第二十三号又は第二十四号」に改め、同号を同条第二十六号とし、同条第十八号中、「公共工事」を、「売買等の契約に係る」に改め、同号を同条第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十五 人に対し、国等が行う売買等の契約に係る入札について、当該入札に参加しないこと又は一定の価格その他の条件をもって当該入札に係る申込みをすることをみだりに要求すること。

第九九条第十七号中、「公共工事(同法第二条第二項に規定する公共工事をいう。以下この条において同じ。)」を、「売買、貸借、請負その他の契約(以下この条及び第三二条第一項において「売買等の契約」という。)に係る」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条第十六号を同条第二十二号とし、同条第十五号中、「名あて人」を、「名宛人」に改め、同号口中、「含む」の下に、「第三十二

条第一項第三号において同じ」を加え、同号を同条第二十一号とし、同条第十四号を第二十号とし、第十三号を第十九号とし、第十二号を第十四号とし、同号の次に次の四号を加える。